労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮城労働局

最終更新日：令和８年11月１日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
日本通運（株）	東京都千代田区	R7.11.25	労働安全衛生法第22条 酸素欠乏症等防止規則第4条	作業を開始する前に、空気中の酸素の濃度を測定するため必要な測定器具を備え、又は容易に利用できるような措置を講じなかったもの	R7.11.25送検
(有)もがみ塗装	宮城県仙台市青葉区	R8.3.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3.2mの一般家屋の屋根上で要求性能墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.3.19送検
大日本翼工芸会（株）	宮城県仙台市太白区	R8.6.18	最低賃金法第４条	労働者１名に、約半月分の定期賃金を支払わなかったもの	R8.6.18送検
（株）ムラタ	宮城県気仙沼市	R8.10.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R8.10.5送検
（株）アグリみらい	宮城県登米市	R8.10.14	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	無資格の労働者に機体重量が３トン以上のトラクター・ショベルを運転させたもの	R8.10.14送検